

# 長崎県の物品調達に係る競争入札

## 参加資格を有する事業者の皆様 へ

長崎県では、「物品調達に係る障害者雇用促進企業等に対する優先的取扱いに関する要綱」に基づき、登録いただいている事業者の皆様へ、物品管理室が調達する物品の一部について、優先的な発注（登録いただいている皆様に限定した見積執行）を行うこととしております。

この度、平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が現在の「2.0%」から「2.2%」に引き上げられることに伴い、上記要綱についても以下のとおり改正しますのでお知らせします。

### ○ 主な改正点

#### 1 雇用すべき障害者数の算定率の引き上げ

**現行の「100分の2.0」から「100分の2.2」へ引き上げ**

(改正日)

**平成31年1月1日**

※改正日以降の申請受付からとなります。

#### 2 障害者就労施設等に「小規模作業所」を追加

(改正日)

**平成30年4月1日**

※ 詳しくは、物品管理室ホームページから要綱・様式をご覧ください。

○要綱・様式はこちらから（物品管理室ホームページ）

URL:<http://treasury.pref.nagasaki.jp/youkouproof.php>

○登録業者一覧（平成30年3月現在）

URL:<http://treasury.pref.nagasaki.jp/files/youkou/16/kigyoutourokuitiranhyou.pdf>